

監査結果に係る措置通知書

令和7年12月15日現在

対象部局等	上下水道局（上水道事業）	給水課
指摘事項の内容	<p>収入事務関係 調定・徴収事務関係</p> <p>その他の営業収益(設計審査手数料)において、福島市水道条例第36条によれば、給水装置工事施行の工事承認の際徴収するものを、工事承認前になされた給水装置工事施行申込みの取消しの際に徴収している。このことについて、前回監査時に指摘事項としていたが、給水装置工事設計施工指針を改訂し、公表しているものの、条例は未改正の状態が続いている。</p> <p>現在、条例改正に向けて協議をすすめているとのことであるが、収入事務の適正な管理の観点から、速やかに適切な対応に努められたい。 (福島市水道条例第36条)</p>	
講じた措置の内容	<p>【対応】給水装置工事設計施工指針を改訂し、指定給水装置工事事業者へ周知を図りました。</p> <p>また、当該徴収規定を明文化した条例改正案を12月定例会議に提案いたします。</p> <p>議決後は、公布の日から施行いたします。</p>	

(1) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。